(略)

東京都監査委員 伊 藤 ゆ う 同 伊 藤 こういち 同 茂 垣 之 雄 同 岩 田 喜美枝 同 松 本 正一郎

令和5年3月6日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、法人A、法人B、法人C及び法人Dとの間で締結した令和4年度東京都若年被害女性等支援事業(以下「本件事業」という。)に係る契約(以下「本件各契約」という。)について、当該各契約に係る受託者の選定は合理的とは言えず、また予算の上限額を2,600万円から4,557万円余に増額したことにも全く妥当性がないことから、違法又は不当な公金の支出が認められるため、都が概算払した委託料の返還等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

この点、請求人の提出した資料を総合すると、東京都若年被害女性等支援事業に関する取組を分析し、これに関する疑問点を記載したとみられる資料の記載が引用されているものの、結局のところ、請求人は、当該各団体の取組についての見解ないし評価を述

べるにとどまり、これをもって本件事業に係る都と各受託者との間における本件各契約やこれに基づく都の公金の支出等が違法又は不当であるとする事由を主張、疎明しているものと言うことはできないことから、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。